

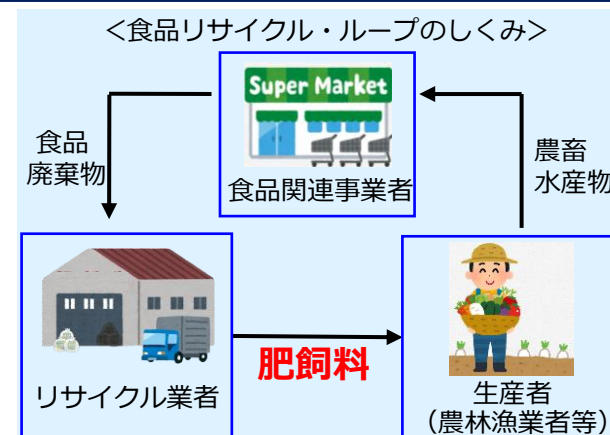
食品リサイクル制度に関する規制緩和提案について

R6.10.23 福岡市 提出資料
①食品リサイクル推進に向けた
規制緩和

1

現状

- 食品小売業や外食産業から発生する食品廃棄物のリサイクル率は30～50%で、**食品製造業等（約90%）と比較して低い**
- 現行の食品リサイクルループは、**肥飼料に限定**

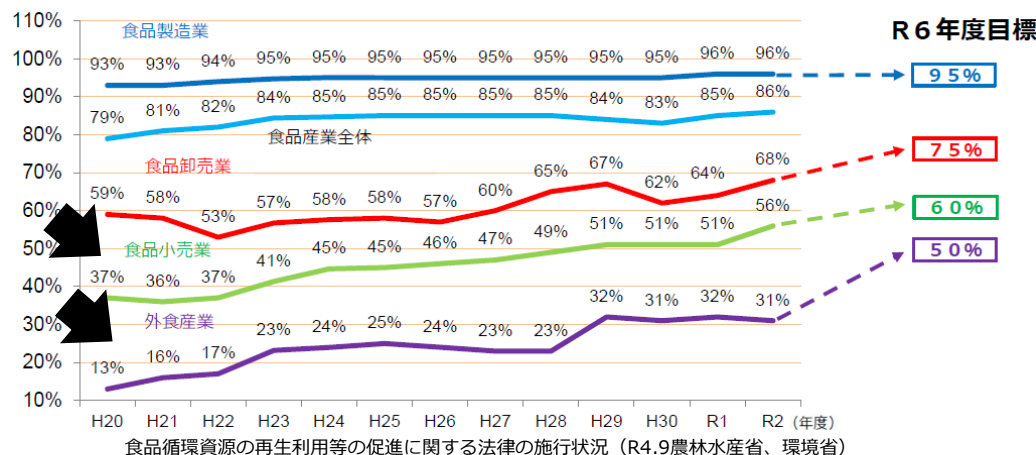


課題

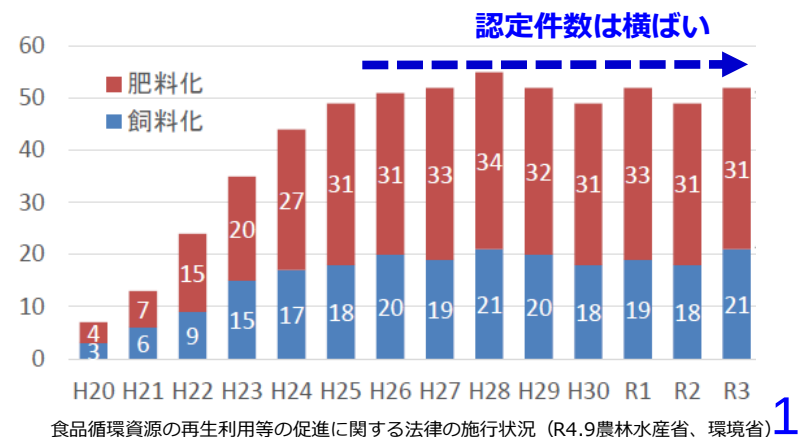
- 食品小売業等からの食品廃棄物はプラスチック等の混入が多く、飼料や肥料に不向きな場合が多いため、食品リサイクル・ループに取り組める食品関連事業者が限られる
- 都市部では飼料や肥料の活用先に限りがあるため、ループの形成が困難

⇒ **焼却・埋立で処分されてしまい、リサイクルが進まない**

■再生利用等実施率に関する目標



■リサイクルループの認定状況の推移



1

現行規制

リサイクルループの認定はリサイクル事業により得られた肥飼料の利用に限定

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第19条

食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるものという。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

緩和案

メタン化施設で製造した電力を食品関連事業者、若しくは生産者が利用する場合もリサイクルループの対象とする。ただし、既に肥飼料化に取り組んでいる食品関連事業者のメタン化への切替は対象外とする。



効果

○食品関連事業者が食品リサイクルに取り組みやすい環境の拡大

→リサイクル率の向上

○全国のコンビニ店舗（約57,000店舗）が取り組んだとすると

→メタン化によるごみ減量効果 約12.5万トン/年※

再エネ発電によるCO2削減効果 約3.16万t-CO2/年

（参考）福岡市内のメタン化施設

- ・ごみ減量効果 10,000トン/年
- ・再エネ発電量 12,000MWH/年
- ・CO2削減効果 5,544t-CO2/年

（参考）コンビニ店舗数

- ・福岡県内 約2,300店舗
- ・福岡市内 約 700店舗

※コンビニ1店舗あたりの食品廃棄物排出量を10kg/日として試算